

事務連絡
令和8年3月31日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

なお、障害児入所給付費の入所給付決定並びに高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給の申請をする際の申請書及び添付書並びに通知書についても電子メール等の手段による提出も可能であることを申し添えます。

【主な改正点】

- 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項を公簿等によって確認できる場合には、申請書等の提出が省略可能である旨を明確化。（障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引きも同様。）
- 計画相談支援給付費等の通知書等について電子メール・郵送等の手段による送付も可能である旨を明確化。
- 一部不支給とする場合の理由の説明について追記（様式第1号も改正）。
- 支給決定プロセスにおける第三者機関の活用に関する検討について追記。